

平成18年職職－97 新旧対照表（平成21年職職－58関係）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 面接指導の対象となる職員の要件</p> <p>(1) 「1週間当たり<u>38時間45分</u>を超えて勤務させた場合におけるその超えた時間」(以下「時間外勤務時間等」という。)について、1月当たりの時間外勤務時間等の算定は、次の式により行う。</p> $\frac{\begin{matrix} (*1) \\ \text{1か月の総勤務時間数 (正規の勤務時間数} \\ + \text{延長勤務時間数} + \text{週休日等の勤務時間数)} \\ - \text{(計算期間 (1か月間) の総暦日数} \div 7) \end{matrix}}{\times 38.75}$ <p>*1 週<u>38時間45分</u>を超える割振り変更が行われない場合の実際に勤務した正規の勤務時間数 (休日及び年次休暇等を取得した日における正規の勤務時間数等、実際に勤務しなかった時間を含まない時間数)</p> <p>*2 正規の勤務が割り振られた日における超過勤務命令を受けて勤務した正規の勤務時間外の勤務時間数</p> <p>*3 超過勤務命令を受けて勤務した週休日における勤務時間数及び週<u>38時間45分</u>を超えて割振り変更が行われた場合の当該割振り変更後の日における正規の勤務時間数</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 面接指導の対象となる職員の要件</p> <p>(1) 「1週間当たり<u>40時間</u>を超えて勤務させた場合におけるその超えた時間」(以下「時間外勤務時間等」という。)について、1月当たりの時間外勤務時間等の算定は、次の式により行う。</p> $\frac{\begin{matrix} (*1) \\ \text{1か月の総勤務時間数 (正規の勤務時間数} \\ + \text{延長勤務時間数} + \text{週休日等の勤務時間数)} \\ - \text{(計算期間 (1か月間) の総暦日数} \div 7) \end{matrix}}{\times 40}$ <p>*1 週<u>40時間</u>を超える割振り変更が行われない場合の実際に勤務した正規の勤務時間数 (休日及び年次休暇等を取得した日における正規の勤務時間数等、実際に勤務しなかった時間を含まない時間数)</p> <p>*2 正規の勤務が割り振られた日における超過勤務命令を受けて勤務した正規の勤務時間外の勤務時間数</p> <p>*3 超過勤務命令を受けて勤務した週休日における勤務時間数及び週<u>40時間</u>を超えて割振り変更が行われた場合の当該割振り変更後の日における正規の勤務時間数</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>